

監査結果公表第29－4号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年7月28日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	谷	沢	千賀子
同	大	星	なるみ

記

1 財政援助団体等監査
八尾防犯協議会

2 監査の結果
別紙のとおり

3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072－924－3896（直通）

4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 竹田孝吏様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	谷沢千賀子
同	大星なるみ

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象団体

八尾防犯協議会

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 出納事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業
(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの補助金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

出納及び出納に関する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【八尾防犯協議会】

八尾防犯協議会は、八尾市民と警察が協力し、各種犯罪の予防と青少年の非行防止を図り、犯罪のない明るいまちづくりに寄与することを目的に、昭和 32 年に結成された。この会の目的に賛同する地区内諸団体の代表者及び市民等により構成され、概ね小学校区を区域とする 28 の地区支部を置き、地区支部の下部組織として、防犯相談センター、防犯相談所、暴力団排除連絡所を置いている。

主な事業として、防犯灯に係る補助金の交付事業の他、街頭犯罪抑止や犯罪被害防止のための啓発活動等の実施、侵入犯罪抑止のための地域や学校園等における防犯教室開催等を行っている。

八尾防犯協議会の会計は、防犯灯整備補助金会計、防犯灯電気料金等補助金会計、八尾防犯協議会会計により構成されており、平成 28 年度決算は、防犯灯整備補助金会計において、収入合計は 29,306,013 円で、八尾市からの補助金が 29,216,603 円、支出合計は 29,216,603 円で、全額を防犯灯の整備に対する補助金として自治会等に交付している。防犯灯電気料金等補助金会計においては、収入合計は 25,203,703 円で、八尾市からの補助金が 25,188,510 円、支出合計は 25,188,510 円で、全額を防犯灯の電気料金補助金として自治会等に交付している。八尾防犯協議会会計においては、収入合計は 1,084,480 円で、八尾市からの補助金が 981,000 円、支出合計は 1,057,728 円で、主なものは事業費で 692,025 円、諸費で 300,000 円であった。

本市では、街頭犯罪は近年減少傾向にはあるものの府下ではまだ高い水準にあり、社会情勢の変化に伴う新たな犯罪も発生していることから、関係機関・関係団体等と連携し、今後とも安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に貢献されたい。

1 八尾市から交付を受けた補助金に係る会計事務について

八尾市防犯灯整備補助金等において生じた預金利息については、例年繰り越しているため、適切な会計処理を行われたい。